

東海市総合評価落札方式競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東海市、東海市水道事業及び東海市下水道事業（以下「市」という。）が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年（1947年）政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（政令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格その他の条件を総合的に評価して市にとって最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価落札方式競争入札」という。）を試行するにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の試行対象は、一般競争入札又は指名競争入札により発注する工事の中から東海市総合評価審査委員会（以下「総合評価委員会」という。）が決定する。

第3条 削除

(入札参加資格等の公告)

第4条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次に掲げる事項について公告する。

(1) 総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨

(2) 次条第1項に規定する落札者決定基準

2 前項の公告は、東海市公告式条例（昭和44年（1969年）東海市条例第3号）第2条第2項に定める掲示場に掲示する方法により行わなければならない。

3 総合評価落札方式による指名競争入札を実施しようとするときは、指名通知書に次に掲げる事項を記載する。

(1) 総合評価落札方式による指名競争入札を行う旨

(2) 次条第1項に規定する落札者決定基準

4 入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年（2005年）法律第18号）第11条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者についての工事の経験、施

工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が含まれていなければならない。

（落札者決定基準）

第5条 総合評価落札方式による競争入札を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他の落札者を決定するために必要な事項を定めるものとする。

3 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるにあたって留意すべき事項に関し、政令第167条の10の2第4項の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見聴取を行わなければならない。この意見聴取は、総合評価委員会に学識経験を招請して実施するものとし、議事の規定は、東海市総合評価審査委員会設置要領の規定を準用する。ただし、愛知県建設部総合評価審査委員会で審査を行う場合はこの限りではない。

4 落札者決定基準は、前項の規定による学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、総合評価委員会において当該基準の案を作成し、東海市指名審査会（以下「指名審査会」という。）の審議を経て決定するものとする。

（評価基準）

第6条 技術的能力の審査の要件を満たす者について、次に掲げる評価項目に得点を配分した評価基準を適用するものとする。

- (1) 施工計画に関する事項
- (2) 企業の技術力に関する事項
- (3) 配置予定技術者の能力に関する事項
- (4) 地域精通度
- (5) 地域貢献度

2 前項各号の評価項目についての得点のほか、技術提案を求める場合は、技術提案の評価についての得点により加減し、さらに次条に規定する除算方式の場合は、技術的能力の要件を満たすものであれば、標準点を与え、その合計を評価点とする。

3 第1項各号の評価項目及び前項に規定する技術提案の評価についての得点の配分は、その必要性及び重要性に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 総合評価は、入札参加者の評価点を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値(除算方式)又は入札参加者の評価点到当該入札参加者の入札価格を点数化した値を加えて得た数値(加算方式)のいずれかの方式をもって行う。

(技術提案)

第8条 総合評価落札方式競争入札に参加する者に技術提案を求める場合は、技術資料に技術提案を記載させるものとする。

2 技術提案の審査は、総合評価委員会において行う。

3 総合評価委員会は、審査した技術提案に評価を付して、指名審査会に提出し、指名審査会において評価結果を決定するものとする。

第9条及び第10条 削除

(落札者決定の方法)

第11条 次に掲げるすべての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。この決定に際して政令第167条の10の2第5項の規定による場合は、2人以上の学識経験者の意見聴取を行わなければならない。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 技術的要件をすべて満たしていること。

(3) 除算方式においては、評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。加算方式においては、基準評価値を下回っていないこと。

(評価結果の公表)

第12条 前条の規定により落札者を決定したときは、評価値等の評価結果を公表するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市総合評価落札方式競争入札試行要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する制限付一般競争入札又は通知する指名競争入札から適用し、同日前に公告した制限付一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。